

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2025年11月14日
【中間会計期間】	第93期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
【会社名】	株式会社森組
【英訳名】	Mori-Gumi Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 裕司
【本店の所在の場所】	大阪市中央区道修町4丁目5番17号
【電話番号】	06(6201)5898
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部 副本部長 兼 理財部長 黒飛 勝之
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区道修町4丁目5番17号
【電話番号】	06(6201)5898
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営管理本部 副本部長 兼 理財部長 黒飛 勝之
【縦覧に供する場所】	株式会社森組 東京本店 (東京都中央区日本橋大伝馬町10番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第92期 中間会計期間	第93期 中間会計期間	第92期
会計期間	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (百万円)	15,353	13,383	29,454
経常利益 (百万円)	316	262	1,046
中間(当期)純利益 (百万円)	204	166	921
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,640	1,640	1,640
発行済株式総数 (千株)	32,800	32,800	32,800
純資産額 (百万円)	14,118	14,662	14,901
総資産額 (百万円)	28,232	26,175	25,301
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	6.24	5.10	28.13
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	14.00
自己資本比率 (%)	50.0	56.0	58.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	451	4,463	4,229
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	25	708	407
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	461	461	466
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (百万円)	8,635	9,182	4,472

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
 2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載していません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないため記載していません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当中間会計期間におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、米国の関税措置がもたらす不確実性は景況感の下押し要因となり、今後の動向次第では世界経済のさらなる減速が懸念されることに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども国内景気を下押しするリスクとなっており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

建設業界におきましては、公共建設投資、民間建設投資ともに堅調に推移しているものの、建設資材価格の高止まりや労働需給の逼迫による労務費の上昇など、業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当中間会計期間における工事受注高は11,273百万円（前年同期比0.4%減）となり、売上高13,383百万円（前年同期比12.8%減）、営業利益259百万円（前年同期比25.2%減）、経常利益262百万円（前年同期比16.9%減）、中間純利益166百万円（前年同期比18.3%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

(建設事業)

当中間会計期間における工事受注高は前年同期より0.4%減少の11,273百万円となりました。この工種別内訳は、土木事業におきましては前年同期より18.9%減少の3,686百万円、建築事業におきましては前年同期より12.0%増加の7,587百万円となりました。また発注者別内訳は、官公庁工事におきましては前年同期より45.6%増加の6,594百万円、民間工事におきましては前年同期より31.1%減少の4,678百万円となりました。

また、完工工事高は前年同期より12.8%減少の13,087百万円となりました。この工種別内訳は、土木事業におきましては前年同期より16.1%減少の5,347百万円、建築事業におきましては前年同期より10.3%減少の7,739百万円となりました。また発注者別内訳は、官公庁工事におきましては前年同期より21.3%減少の4,893百万円、民間工事におきましては前年同期より6.8%減少の8,194百万円となりました。

利益面におきましては、材料費や労務費等の建設コスト上昇分を工事価格へ適正に反映させるよう努めたことや原価管理の徹底による工事採算性の向上等により、当中間会計期間におけるセグメント利益は前年同期より3.1%増加の958百万円となりました。

(不動産事業)

賃貸収入の増加により、当中間会計期間における不動産事業売上高は前年同期より10.2%増加の17百万円となりました。

利益面におきましては、賃貸物件の維持修繕費用の減少により、セグメント利益は5百万円（前年同期はセグメント損失25百万円）となりました。

(碎石事業)

生瀬碎石所での生産・販売の減少により、当中間会計期間における碎石事業売上高は前年同期より16.2%減少の277百万円となりました。

利益面におきましては、原価低減に努めたものの、碎石の生産設備に係る維持修繕費用が増加したことにより、当中間会計期間におけるセグメント損失は92百万円（前年同期はセグメント損失10百万円）となりました。

財政状態

当中間会計期間末の総資産は、前事業年度末比874百万円増加の26,175百万円となりました。この主な要因は、現金預金4,710百万円の増加と受取手形・完工工事未収入金等2,730百万円及び未収消費税等942百万円の減少等によるものであります。

当中間会計期間末の負債合計は、前事業年度末比1,113百万円増加の11,513百万円となりました。この主な要因は、流動負債のその他に含まれる前受金885百万円及び未成工事受入金706百万円の増加と支払手形・工事未払金等406百万円の減少等によるものであります。

当中間会計期間末の純資産合計は、前事業年度末比239百万円減少の14,662百万円となりました。この主な要因は、中間純利益166百万円の計上による増加と、配当金の支払いによる458百万円の減少等によるものであります。

これにより、自己資本比率は56.0%（前事業年度末は58.9%）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末比4,710百万円増加の9,182百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金の増加は4,463百万円（前年同期は資金の減少451百万円）となりました。これは主に仕入債務の減少による資金の減少に対し、売上債権の減少、未収消費税等の減少及び未払消費税等の増加による資金の増加が上回ったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金の増加は708百万円（前年同期は資金の減少25百万円）となりました。これは主に事業譲渡に係る前受収入によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金の減少は461百万円（前年同期は資金の減少461百万円）となりました。これは主に配当金の支払額によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 主要な設備

(主要な設備計画の完了)

前事業年度末において計画中であった主要な設備の新設等について、当中間会計期間に完了したものは次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資総額 (百万円)	資金調達方法	完了年月	完成後の 増加能力
本社・大阪本店 (大阪市中央区)	管理統括業務 (注) 1	次期基幹システムの構築	308	自己資金	2025年 8月	(注) 2

(注) 1. セグメントの名称「管理統括業務」は各報告セグメントに帰属しない全社の管理業務であります。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3 【重要な契約等】

当社は、2025年3月11日開催の取締役会において、生瀬碎石所での碎石、碎砂等の製造・販売事業について、南海砂利株式会社との間で事業譲渡に向けた基本合意書を締結することを決議し、同日付で基本合意書の締結を行い、2025年9月25日付で事業譲渡契約を締結しました。

なお、2025年10月1日付で事業譲渡を完了しております。

詳細は、「第4 経理の状況 1 中間財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,800,000	32,800,000	(株)東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	32,800,000	32,800,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	-	32,800,000	-	1,640	-	-

(5) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
旭化成ホームズ(株)	東京都千代田区神田神保町1丁目105番地	9,911,000	30.26
(株)長谷工コーポレーション	東京都港区芝2丁目32番1号	2,624,000	8.01
森組取引先持株会	大阪市中央区道修町4丁目5番17号	2,521,000	7.70
(株)りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	1,190,000	3.63
(株)三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	958,800	2.93
森組従業員持株会	大阪市中央区道修町4丁目5番17号	587,850	1.79
森 一成	東京都江戸川区	534,200	1.63
楽天証券(株)	東京都港区南青山2丁目6番21号	486,300	1.48
大阪商工信用金庫	大阪市中央区本町2丁目2番8号	300,000	0.92
日本生命保険(相) (常任代理人 日本マスター トラスト信託銀行(株))	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区赤坂1丁目8番1号)	296,000	0.90
計	-	19,409,150	59.27

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 50,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,737,700	327,377	-
単元未満株式	普通株式 12,000	-	-
発行済株式総数	32,800,000	-	-
総株主の議決権	-	327,377	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の名義書換失念株式が1,000株
(議決権の数10個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式2株が含まれております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) (株)森組	大阪市中央区道修町 4丁目5番17号	50,300	-	50,300	0.15
計	-	50,300	-	50,300	0.15

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	4,472	9,182
受取手形・完成工事未収入金等	15,358	12,628
売掛金	189	148
有価証券	9	-
未成工事支出金	7	7
棚卸不動産	0	0
商品及び製品	44	19
材料貯蔵品	55	68
未収入金	625	384
その他	1,142	113
流動資産合計	21,906	22,553
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	1,124	1,128
機械、運搬具及び工具器具備品	1,972	2,106
土地	862	862
リース資産	42	42
建設仮勘定	186	4
減価償却累計額	2,469	2,378
有形固定資産合計	1,718	1,765
無形固定資産	200	338
投資その他の資産		
投資有価証券	623	699
長期貸付金	3	2
前払年金費用	640	649
その他	212	169
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	1,475	1,517
固定資産合計	3,395	3,621
資産合計	25,301	26,175

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	5,155	4,748
電子記録債務	1,822	1,719
短期借入金	800	800
未払法人税等	134	101
未成工事受入金	1,582	2,288
完成工事補償引当金	32	43
工事損失引当金	159	92
賞与引当金	83	108
その他	603	1,589
流動負債合計	10,373	11,492
固定負債		
その他	26	21
固定負債合計	26	21
負債合計	10,399	11,513
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,640	1,640
資本剰余金	202	202
利益剰余金	12,853	12,562
自己株式	4	4
株主資本合計	14,691	14,399
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	209	262
評価・換算差額等合計	209	262
純資産合計	14,901	14,662
負債純資産合計	25,301	26,175

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高		
完成工事高	15,005	13,087
碎石事業売上高	331	277
不動産事業売上高	15	17
売上高合計	15,353	13,383
売上原価		
完成工事原価	13,893	11,951
碎石事業売上原価	332	360
不動産事業売上原価	41	11
売上原価合計	14,266	12,324
売上総利益		
完成工事総利益	1,112	1,135
碎石事業総損失()	0	82
不動産事業総利益又は不動産事業総損失()	25	5
売上総利益合計	1,086	1,058
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	739	799
営業利益	346	259
営業外収益		
受取利息	0	1
受取配当金	4	5
受取事務手数料	2	2
受取和解金	-	5
雑収入	2	5
営業外収益合計	9	20
営業外費用		
支払利息	13	9
損害補償損失引当金繰入額	25	-
固定資産除却損	-	7
雑支出	1	-
営業外費用合計	39	16
経常利益	316	262
税引前中間純利益	316	262
法人税、住民税及び事業税	74	79
法人税等調整額	37	16
法人税等合計	112	95
中間純利益	204	166

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位 : 百万円)

	前中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	316	262
減価償却費	53	85
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	-
工事損失引当金の増減額(は減少)	109	67
損害補償損失引当金の増減額(は減少)	25	-
前払年金費用の増減額(は増加)	23	8
受取利息及び受取配当金	4	7
支払利息	13	9
売上債権の増減額(は増加)	97	2,771
未成工事支出金の増減額(は増加)	1	0
未成工事受入金の増減額(は減少)	67	706
仕入債務の増減額(は減少)	2,116	509
未払又は未収消費税等の増減額	1,733	1,077
その他	786	256
小計	161	4,575
利息及び配当金の受取額	4	6
利息の支払額	12	9
法人税等の支払額	282	110
法人税等の還付額	0	0
営業活動によるキャッシュ・フロー	451	4,463
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	-	10
有形固定資産の取得による支出	19	125
無形固定資産の取得による支出	6	26
長期貸付金の回収による収入	0	0
事業譲渡に係る前受収入	-	850
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	25	708
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	5	5
配当金の支払額	456	456
財務活動によるキャッシュ・フロー	461	461
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	938	4,710
現金及び現金同等物の期首残高	9,574	4,472
現金及び現金同等物の中間期末残高	8,635	9,182

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
従業員給料手当	270百万円	270百万円
退職給付費用	2	4
賞与引当金繰入額	22	24

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金預金勘定	8,635百万円	9,182百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	8,635	9,182

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	458	14	2024年3月31日	2024年6月24日	利益剰余金

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	458	14	2025年3月31日	2025年6月25日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	建設事業	不動産事業	碎石事業	計
売上高				
一時点で移転される財	179	-	331	511
一定の期間にわたり移転される財	14,826	-	-	14,826
顧客との契約から生じる収益	15,005	-	331	15,337
その他の収益	-	15	-	15
外部顧客への売上高	15,005	15	331	15,353
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	0	0
計	15,005	15	331	15,353
セグメント利益又は損失()	929	25	10	893

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	893
全社費用(注)	546
中間損益計算書の営業利益	346

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり管理部門の人事費や経費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報
(単位：百万円)

	報告セグメント			
	建設事業	不動産事業	碎石事業	計
売上高				
一時点で移転される財	67	-	277	345
一定の期間にわたり移転される財	13,020	-	-	13,020
顧客との契約から生じる収益	13,087	-	277	13,365
その他の収益	-	17	-	17
外部顧客への売上高	13,087	17	277	13,383
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	13,087	17	277	13,383
セグメント利益又は損失()	958	5	92	871

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	871
全社費用(注)	612
中間損益計算書の営業利益	259

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であり管理部門の人事費や経費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	6円24銭	5円10銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(百万円)	204	166
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る中間純利益(百万円)	204	166
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,749	32,749

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(事業の譲渡)

当社は、2025年3月11日開催の取締役会において、生瀬碎石所での砕石、砕砂等の製造・販売事業について、南海砂利株式会社との間で事業譲渡に向けた基本合意書を締結することを決議し、同日付で基本合意書の締結を行い、2025年9月25日付で事業譲渡契約を締結し、2025年10月1日付で事業譲渡を行いました。

1. 事業譲渡の概要

(1) 譲渡先企業の名称

南海砂利株式会社

(2) 譲渡した事業の内容

生瀬碎石所（兵庫県西宮市）での砕石、砕砂等の製造・販売事業

(3) 事業譲渡を行った主な理由

当社の運営する生瀬碎石所は、昭和24年(1949年)の開設以来75年の長きにわたり、砕石・砕砂を製造・販売してまいりました。

しかしながら、昨今、プラント設備の更新投資や後継者的人材確保等、当社の砕石事業を取り巻く環境は厳しさを増していたことから、事業の方向性について検討を重ねてまいりました。

生瀬碎石所の持続的な成長と当社の中長期的な企業価値の向上を総合的に勘案した結果、南海砂利株式会社に生瀬碎石所での砕石・砕砂等の製造・販売事業を譲渡することといたしました。

(4) 事業譲渡日

2025年10月1日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施する会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡益 42百万円

(2) 移転した事業に係る資産の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	83百万円
固定資産	724百万円
資産合計	<u>807百万円</u>

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき処理を行う予定です。

3. 分離した事業が含まれている報告セグメントの名称

砕石事業

4. 中間損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	263百万円
営業損失()	103百万円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

株式会社 森組

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 錦織 倫生
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 玉垣 奈津子
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社森組の2025年4月1日から2026年3月31日までの第93期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社森組の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれておりません。